

東京成徳大学大学院学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 東京成徳大学学則第3条の2に基づき、この学則を定める。

第2条 東京成徳大学大学院(以下「本大学院」という。)は、本学建学の精神に則り、専門的な学術の理論及び応用を教授研究し、精深な学識と研究能力を養い、もって人類文化の進展、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(自己点検・評価及び認証評価)

第3条 本大学院は、その教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 本学は、前項の措置に加え、本学の教育研究等の総合的な状況について定期的に、文部科学大臣の認証を受けた者による評価を受けるものとする。

(研究科)

第4条 本大学院に、心理学に関する高度な教育と研究を体系的に実施することにより、心理臨床家等の高度職業人及びその指導者並びに研究者を養成するため、心理学研究科を置く。

2 前項の研究科は、大学院設置基準第14条に基づき教育方法の特例(昼夜開講制)による教育を行う。

(専攻及び課程)

第5条 心理学研究科に臨床心理学専攻博士課程を置き、修業年限を5年とする。

2 博士課程は、前期2年及び後期3年の課程に区分し、博士の前期2年の課程を「修士課程」とし、後期3年の課程を「博士後期課程」とする。

(課程の目的)

第6条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、臨床心理学における研究能力又は高度の専門性を要する心理臨床家等に必要の高度の能力を養うことを目的とする。

2 博士後期課程は、臨床心理学を中心とする心理学について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

(学生定員)

第7条 本大学院の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
心理学研究科	臨床心理学専攻	修士課程	18人	36人
		博士後期課程	3人	9人

第2章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

第8条 学年、学期及び休業日については、東京成徳大学学則第10条から第12条までの

規定を準用する。

第3章 教育課程及び履修方法等

(教育方法)

第9条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。

(授業科目及び単位数)

第10条 修士課程及び博士後期課程の授業科目及び単位数は、別表(1)及び(2)のとおりとする。

(単位の計算)

第11条 各授業科目の単位数は、45時間の学修を必要とする内容をもって1単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によって計算する。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で別に定める時間の授業をもって1単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別研究の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することができる。

(履修方法)

第12条 修士課程の学生は、その在学期間中に所要の授業科目を履修し、30単位以上を修得しなければならない。

- 2 博士後期課程の学生は、その在学期間中に所要の授業科目を履修し、20単位以上を取得しなければならない。
- 3 履修授業科目の選定にあたっては、あらかじめ指導教員の指示を受けなければならない。
- 4 授業科目の履修にあたっては、毎年度の始めに、当該学年度に履修する授業科目を届け出なければならない。

(授業科目の聴講)

第13条 修士課程の学生は、指導教員の許可を得て、学部及び博士後期課程の授業科目を聴講することができる。

- 2 博士後期課程の学生は、指導教員の許可を得て、修士課程の授業科目を聴講することができる。

(他の大学院における授業科目の履修)

第14条 研究科委員会において、あらかじめ他大学の大学院と協議して双方の承認が得られたとき、学生は、当該他大学の大学院の授業科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により履修した単位は、10単位を超えない範囲で本大学院において履修したものとみなすことができる。
- 3 前2項の規定は、外国の大学院に留学した場合にも準用する。

(単位の認定)

第15条 履修授業科目に対する単位は、当該授業科目の試験に合格した場合に与えられる。ただし、研究科委員会において、他の方法をもって試験に代えることを認められた授業科目につい

ては、この限りでない。

(試験)

第16条 授業科目の試験は、毎学年度末又は研究科委員会が適当と認める時期に、その委員会の定める方式によって行う。

(成績の評価)

第17条 成績の評価は、A・B・C・Dの4段階とし、A・B・Cを合格、Dを不合格とする。

(教育職員免許)

第18条 高等学校教諭一種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科等に係る専修免許状授与の資格を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において取得できる免許状は、次のとおりとする。

高等学校教諭専修免許状(公民)

第4章 課程修了及び学位授与

(修士課程の修了要件)

第19条 修士課程の修了要件は、本大学院に2年以上在学し、履修授業科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(博士後期課程の修了要件)

第20条 博士後期課程の修了要件は、本大学院に3年以上在学し、履修授業科目について20単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。

(学位の名称)

第21条 本大学院において授与する学位の名称は、次のとおりとする。

課 程	学位の名称
修 士 課 程	修士(心理学)
博士後期課程	博士(心理学)

(課程によらない者の博士の学位授与)

第22条 博士の学位は第20条の規定にかかわらず、博士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格し、かつ専攻分野に関し博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者にも博士の学位を授与することができる。

(学位規程)

第23条 この学則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、本学の学位規程の定めるところによる。

第5章 入学、休学、復学、転退学及び留学

(入学の時期)

第24条 入学の時期は、学年の始めとする。

(修士課程の入学資格)

第25条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(博士後期課程の入学資格)

第26条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) その他、本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(出願手続)

第27条 本大学院に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて指定する期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第28条 前条の入学志願者の選考については、別に定めるところによる。

(入学手続き及び入学許可)

第29条 前条の選考に合格した者は、入学金及び学納金を添えて誓約書等所定の書類を指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(修業年限及び在学年限)

第30条 修士課程の修業年限は2年とし、在学年数は、4年を超えることはできない。

- 2 博士後期課程の修業年限は3年とし、在学年数は、6年を超えることはできない。

(留学)

第31条 学生は、第14条第3項の規定に基づき、外国の大学院に留学することができる。

- 2 前項の留学期間は、第19条及び第20条に規定する在学期間に含まれるものとする。
- 3 留学に関して必要な事項は、別に定める。

(休学)

第32条 病気その他やむを得ない事由により修学することのできない者は、所定の様式による願書を提出して学長の許可を受けなければならない。

- 2 疾病のため修学することが適当でないと認められた者については、学長は、休学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の事由があると認められた場合は、1年を限度として休学期間の延期を認めることがある。休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第33条 休学の事由が消滅し、復学しようとするときは、所定の様式による願書を提出し、許可を得て復学することができる。

(転学)

第34条 本大学院の学生が、他の大学院へ転学を志願しようとするときは、あらかじめ学長の許可を得なければならない。

(退学)

第35条 退学しようとする者は、所定の様式による願書を提出し、学長の許可を得なければならない。

第6章 研究生・科目等履修生・特別聴講生及び委託研修員

(研究生)

第36条 本大学院において特定の課題について研究を希望する者があるときは、本大学院の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第37条 本大学院の授業科目のうち、一又は複数の授業科目について履修を希望する者があるときは、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(特別聴講生)

第38条 本大学院と大学間交流協定を締結している他の大学の大学院の学生が、本大学院と当該大学院との協定に基づき、当該大学院の長から推薦をうけたときは、特別聴講生として聴講を許可することがある。

2 前項により履修できる単位は10単位を限度とする。

(委託研修員)

第39条 本大学院において特定の課題について研修を希望する者があるときは、本大学院の教育研究に支障がない場合に限り、選考の上、委託研修員として受け入れることがある。

2 委託研修員に関する事項は、別に定める。

第7章 入学検定料、入学金及び学納金

(学納金等の額)

第40条 本大学院の入学検定料、入学金及び学納金(授業料・施設設備費・維持費)は、別表(3)のとおりとする。

2 学納金等の納入時期、納入方法等必要な事項は、別に定める。

(授業料の納付)

第41条 授業料は、年度ごとに別表(3)により納入しなければならない。

2 授業料は、年額の2分の1額を次の2期に分けて、所定の期日までに納入しなければならない。ただし、やむを得ない事由があると認めたとときは、願出によって納入期限の猶予又は分割納付を認めることがある。

前期 4月

後期 10月

3 施設設備費及び維持費は、別表(3)により毎年度前期授業料と同時に納入する。

(転学・退学及び休学の場合の授業料)

第42条 前期又は後期中途で退学・転学又は除籍された者の当該期分の授業料は、徴収す

る。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

3 休学を許可された者及び命ぜられた者については、休学した翌月から復学した月の前月までの授業料を免除する。

(留学の場合の授業料)

第43条 留学期間中の本学の授業料は、徴収する。

(既納の学納金等)

第44条 既納の学納金等は、原則としてこれを還付しない。

(実験実習費等)

第45条 実験又は実習等に必要な経費は、別に徴収する。

(学納金等未納者の取扱い)

第46条 正当な理由なく学納金等を納めない者は、第16条に規定する試験を受けることはできない。

(除籍)

第47条 学納金等の納入を怠り、督促を受けなお納付しない者は、これを除籍することができる。

第8章 教員及び研究科委員会

(指導教員)

第48条 本大学院における授業及び研究指導は、本大学院の専任の教授、准教授及び助教が担任する。ただし、特別の事情がある場合には、講師及びその他の教員に担任させることができる。

(研究科長)

第49条 本大学院に研究科長を置き、専任教授のうちから学長が任命する。

(研究科委員会)

第50条 本大学院に研究科委員会を置き、研究指導及び授業担当の専任教員をもって組織する。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、他の教員を加えることができる。

3 学長は、必要により研究科委員会に出席して意見を述べることができる。

4 研究科委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

第51条 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

(審議事項)

第52条 研究科委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 大学院担当教員に関する事項

(2) 教育課程に関する事項

(3) 試験及び学位論文審査に関する事項

(4) 学生の入学・留学・休学・転学・退学及び賞罰に関する事項

(5) 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び委託研修員に関する事項

(6) その他研究科に関する事項

(大学院委員会)

第53条 本大学院の管理運営に関する事項を審議するため、大学院委員会を置き、学長及び本

大学院の専任教授をもって組織する。

2 大学院委員会に関する規程は、別に定める。

第9章 賞 罰

(表彰)

第54条 学業成績、人物共に優秀な学生に対しては、これを表彰し、又は特典を与えることがある。

(懲戒)

第55条 学生が本大学院の諸規則又は指導に背き、学生の本分に反する行為があったときは、懲戒することがある。

2 前項の懲戒の種類は、退学・停学・訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に行なう。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められた者

(2) 学業を怠り又は研究能力なく成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由なく出席常でない者

(4) 学内秩序を乱した者

(賞罰の執行)

第56条 前2条に規定する賞罰の執行は、大学院委員会の議を経て、学長が行なう。

第10章 研究指導施設及び厚生施設

(研究指導施設)

第57条 本大学院に、研究室、実験・実習室及び心理・教育相談センターを置く。

2 本学の学部及びその他の施設は、必要に応じ大学院学生の研究及び指導に充てる。

(厚生施設)

第58条 本大学院の学生は、本学園所有の厚生施設を利用することができる。

附 則

この学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 第8条に規定する収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

平成12年度 収容定員32人

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第7条に規定する収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
平成15年度 収容定員3人
平成16年度 収容定員6人

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 第7条に規定する収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成21年度については、次のとおりとする。
平成21年度 収容定員44人

附 則

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

別表(1)修士課程教育課程表(2頁参照)

別表(2)博士後期課程教育課程表(3頁参照)

別表(3) **入学検定料・入学金及び学納金**

1. 入学検定料

35,000 円

2. 入 学 金

300,000 円

3. 学 納 金

(1) 授業料

課 程	第1年次	第2年次	第3年次
修 士 課 程	700,000 円	700,000 円	
博士後期課程	700,000 円	700,000 円	700,000 円

(2) 施設設備費等

課 程	第1年次	第2年次	第3年次
	施設設備費	維持費	維持費
修 士 課 程	220,000 円	220,000 円	
博士後期課程	220,000 円	220,000 円	220,000 円